

大和市告示第185号

大和市保全緑地要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市保全緑地要綱の一部を改正する要綱

大和市保全緑地要綱（平成21年大和市告示第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1 つるま自然の森の項中「つるま自然の森」を「中央林間自然の森」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に指定し、及び賃貸借契約を締結している保全緑地については、改正後の大和市保全緑地要綱の相当規定によりそれぞれ指定し、及び賃貸借契約を締結したものとみなす。